

岐阜県こどもの貧困対策実行計画＜取組一覧・県＞

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育	地域		
1 こどもの育ち・学びへの支援																
(1) 幼児教育・保育の無償化等及び質の向上																
幼児教育・保育の無償化	■					■	●	●			●			●	●県：幼児教育・保育の無償化を実施する費用の一部を負担。（負担率：国1/2、県1/4、市町村1/4） ●市町村：幼児教育・保育の無償化を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp 岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
第3子以降の保育料の無償化	■					■	●	●			●			●	●県：0～2歳児の第3子以降の児童に係る保育料の無償化に要する経費を補助。（国が対象外としている「世帯年収約260万円～470万円未満（市町村民税所得割課税額97,000円未満で非課税世帯を除く）の世帯」を県が支援）（補助率：県1/2、市町村1/2） ●市町村：保育料の無償化を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
第3子以降の副食費の無償化	■					■	●	●			●			●	●県：3～5歳児の第3子以降の児童に係る副食費の無償化に要する経費を補助。（国が対象外としている満18歳未満の児童が3人以上いる世帯を対象）（補助率：県1/2、市町村1/2） ●市町村：副食費の無償化を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
私立幼稚園における副食費の支援	■					■	●	●			●			●	●県：私立幼稚園に子どもが通う低所得者世帯や第3子以降の児童のいる世帯に副食費の補助を行った市町村に対して補助（補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3） ●市町村：副食費の補助を実施	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
保育士等の研修（質の向上）						■	●	●			●			●	●県：保育所等に勤務する保育士等に対し、経験や職責による階層別の研修や保育現場の課題に応じた研修等を実施し、保育の質の向上を図る。 ●民間団体：県の委託を受けて研修を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
保育士等の研修（キャリアアップ）						■	●	●			●			●	●県：保育所等に勤務する保育士等に対し、乳児保育や幼児教育など国のガイドラインに応じた系統別の研修を実施し、職務内容に応じた専門性の向上等を図る。 ●民間団体：県の委託を受けて研修を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
幼稚園教員・保育士等の研修（質の向上）						■	●				●			●	●県：幼稚園・保育所等に勤務する教員・保育士等に対し、教員育成指標や今日的課題に応じた研修を実施し、幼児教育や保育の質の向上を図る。	岐阜県教育委員会教育研修課 住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1 TEL:058-271-3325（内線45） FAX:058-276-6774 Email:c17781@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育	地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(2)地域に開かれたプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
スクールソーシャルワーカー活用事業費			■	■	■		■	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
(4)大学等進学に対する教育機会の提供																	
15	医学生に対する 修学資金貸付					■		●	●			●			●	●県：医師免許取得後県内の医療機関に一定期間勤務すること等を条件に、医学生に修学資金を貸し付ける。 ●過疎地域等1314市町村：出身者の岐阜大学地域枠医学生（地域医療コース入学者）を対象に、医師免許取得後出身市町村の医療機関で2年以上勤務すること等を条件に、月額10万円修学資金を上乗せ。	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-8879 FAX：058-278-2871 Email:c11230@pref.gifu.lg.jp
16	衛生専門学校、 多治見看護専門学校及び 下呂看護専門学校の 授業料免除					■	■	●				●				●県：生活保護世帯や不慮の災害により学資の支弁が困難となった世帯に授業料等を全部又は一部を免除。	岐阜県立衛生専門学校 〒500-8226 岐阜市野一色4-11-2 TEL：058-245-8502 FAX：058-247-7867 Email:c20301@pref.gifu.lg.jp 岐阜県立多治見看護専門学校 〒507-0042 多治見市前畑町5-11-15 TEL：0572-23-1214 FAX：0572-23-1215 Email:c22608@pref.gifu.lg.jp 岐阜県立下呂看護専門学校 〒509-2206 下呂市幸田1128-1 TEL：0576-25-5775 FAX：0576-25-6126 Email:c22607@pref.gifu.lg.jp
17	衛生専門学校、 多治見看護専門学校及び 下呂看護専門学校における 修学支援					■	■	●				●				●県：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に授業料等の全部又は一部を免除。	岐阜県立衛生専門学校 〒500-8226 岐阜市野一色4-11-2 TEL：058-245-8502 FAX：058-247-7867 Email:c20301@pref.gifu.lg.jp 岐阜県立多治見看護専門学校 〒507-0042 多治見市前畑町5-11-15 TEL：0572-23-1214 FAX：0572-23-1215 Email:c22608@pref.gifu.lg.jp 岐阜県立下呂看護専門学校 〒509-2206 下呂市幸田1128-1 TEL：0576-25-5775 FAX：0576-25-6126 Email:c22607@pref.gifu.lg.jp
18	介護福祉士修学資金等 貸付制度					■		●	●			●				●県：介護福祉士養成施設で介護福祉士等を目指す学生に対し、学費等を無利子で貸与。なお、卒業後に介護福祉士資格を取得し、県内の介護事業所で5年間従事したときは、全額の返還を免除。 [貸付内容]学費 5万円/月、入学準備金、就職準備金 各20万円、国家試験受験対策費4万円（生活費加算あり） ●民間団体：貸付けの実施主体は岐阜県社会福祉協議会。	岐阜県福祉人材総合支援センター （社会福祉法人岐阜県社会福協議会） 住所：〒500-8385岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館3階 TEL：058-201-2261 FAX：058-275-4858

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
19 保育士修学資金等の貸付						■		●		●		●			●	●県：県社協の貸付事業に対する補助を実施。（補助率 国9/10、県1/10） ●民間団体：県内の保育所で一定期間勤務した場合等に返還が免除となる、保育士の資格取得のための修学資金や潜在保育士の就職時の準備金等について貸付を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3536） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
20 県立職業能力開発校及び職業能力開発短期大学の授業料等免除						■		●				●				●県：低所得者世帯に属する者等の授業料等を免除。	岐阜県商工労働部国際たくみアカデミー 住所：〒505-0004 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3 TEL:0574-25-2423 FAX:0574-25-2489 Email:c23202@pref.gifu.lg.jp 岐阜県商工労働部木工芸術スクール 住所：〒506-0057 高山市匠ヶ丘町1-123 TEL:0577-32-1143 FAX:0577-32-1929 Email:c23206@pref.gifu.lg.jp
21 情報科学芸術大学院大学の授業料等の減免等						■		●				●				●県：生活保護世帯やそれに準ずる程度に困窮している世帯、天災その他の災害により学資の支弁が困難な世帯に属する者に対し、授業料等の減免又は納入期限の延長を実施。	岐阜県商工労働部情報科学芸術大学院大学（IAMAS） 住所：〒503-0006 大垣市加賀野4-1-7 TEL:0584-75-6600 FAX:0584-75-6637 Email:c21905@pref.gifu.lg.jp
22 情報科学芸術大学院大学特別給費生報償金の給付						■		●				●				●県：入学時に、本学の教育・研究内容に関連する分野において、研究成果や作品が国際的又は全国的な入賞・表彰を受けるなどの実績がある者等や、入学後の研究・創作活動において優れた実績を上げたものに給付。	岐阜県商工労働部情報科学芸術大学院大学（IAMAS） 住所：〒503-0006 大垣市加賀野4-1-7 TEL:0584-75-6600 FAX:0584-75-6637 Email:c21905@pref.gifu.lg.jp
23 大垣市情報科学芸術大学院大学報奨金の給付						■			●			●				●市町村：大垣市の情報関連施策に協力する意欲があり、本学卒業後、大垣市内に事業所等を有する企業に就職、又は大垣市内で起業する見込みがあるものに給付。	岐阜県商工労働部情報科学芸術大学院大学（IAMAS） 住所：〒503-0006 大垣市加賀野4-1-7 TEL:0584-75-6600 FAX:0584-75-6637 Email:c21905@pref.gifu.lg.jp
24 岐阜県農業大学校の授業料の減免						■		●				●				●県：(1)生活保護法に規定する被保護者若しくは要保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯に属する学生、(2)天災その他不慮の災害により学費の支弁が困難となった世帯に属する学生、(3)知事が別に定める基準により岐阜県農業大学校特待生として認めた学生（※(1)、(2)については県内に住所を有する学生に限る）。 減免額：月割額またはその1/2の額に免除を必要と認められる期間の月数を乗じた額	岐阜県農政部農業大学校 住所：〒509-0241 可児市坂戸938 TEL:0574-62-1226 FAX:0574-62-1227 Email:c24405@pref.gifu.lg.jp
25 国際園芸アカデミーの授業料等の免除						■		●				●				●県：生活保護世帯や不慮の災害により学資の支弁が困難となった世帯に授業料等を免除。	岐阜県農政部国際園芸アカデミー 住所：〒509-0251 可児市塩1094-8 TEL:0574-60-5250 FAX:0574-60-5251 Email:info@horticulture.ac.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育		
26 国際園芸アカデミーの修学支援						■		●				●			●県：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に授業料等の全部又は一部を免除。	岐阜県農政部国際園芸アカデミー 住所：〒509-0251 可児市塩1094-8 TEL:0574-60-5250 FAX:0574-60-5251 Email:info@horticulture.ac.jp
27 森林文化アカデミーの授業料等の免除						■		●				●			●県：生活保護世帯や不慮の災害により学資の支弁が困難となった世帯に授業料等を免除。	岐阜県森林文化アカデミー 教務課 住所：〒501-3714 美濃市曾代88 TEL:0575-35-2525 FAX:0575-35-2529 Email:c21907@pref.gifu.lg.jp
28 森林文化アカデミーの修学支援						■		●				●			●県：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に授業料等の全部又は一部を免除。	岐阜県森林文化アカデミー 教務課 住所：〒501-3714 美濃市曾代88 TEL:0575-35-2525 FAX:0575-35-2529 Email:c21907@pref.gifu.lg.jp
29 日本学生支援機構の奨学金事業（貸与）						■		●		●		●			●県：学校における生徒への周知、手続き等 ●民間団体：日本学生支援機構による大学生向け奨学金の貸与	独立行政法人 日本学生支援機構奨学金相談センター 住所：〒162-8412 東京都新宿区谷本村町10-7 TEL:0570-666-301（ダイヤルイン）
30 日本学生支援機構の奨学金事業（給付）						■		●		●		●			●県：学校における生徒への周知、手続き等 ●民間団体：日本学生支援機構による低所得世帯の大学生向け給付型奨学金の支給	独立行政法人 日本学生支援機構奨学金相談センター 住所：〒162-8412 東京都新宿区谷本村町10-7 TEL:0570-666-301（ダイヤルイン）
31 大学の授業料等無償化事業						■		●		●		●			●県：学校における生徒への周知 ●民間団体：大学による低所得世帯の大学生向け授業料等の減免（国事業）	各大学
32 私立専門学校の授業料等減免支援						■		●				●			●県：私立専門学校設置者が行う住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の専門学校生の授業料等減免の費用を補助 ・非課税世帯 授業料及び入学金の全額 ・世帯年収約270～300万円未満 授業料及び入学金の2/3 ・世帯年収約300万円以上380万円未満 授業料及び入学金の1/3 ・世帯年収約600万円未満 授業料及び入学金の1/4（多子世帯もしくは理工農系生徒に限る）	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
(5)特に配慮を要するこどもへの支援																
33 児童養護施設入所児童等育成支援事業費	■		■	■	■	■		●				●			●県：児童養護施設等の入所児童や里親委託児童に対し、児童の豊かな情緒や自己肯定感を育てる機会を提供するため、習い事を受講するために必要な経費を支援。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3565） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先		
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育	地域
被災児童生徒修学支援等補助金			■	■				●	●			●			●	●県：東日本大震災で岐阜県内に避難した被災者のうち、中学生までの幼児児童生徒への助成をする市町村への補助。学用品費、通学費、給食費など。 ●市町村：市町村内に避難した被災幼児児童生徒への助成	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8563） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する就学支援							■	●	●			●				●県：国の負担、補助を受けて、特別支援学校へ就学する幼児、児童、生徒の保護者等の負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を負担、補助。 ●市町村：国の補助を受けて、小・中学校等の特別支援学級へ就学する幼児、児童、生徒、並びに小・中学校等の通常学級に在籍し特別支援学校の就学基準に該当する児童、生徒の保護者等の負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助。	岐阜県教育委員会特別支援教育課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8751 FAX:058-278-2823 Email:c17783@pref.gifu.lg.jp
特別支援教育に関する教員研修						■		●				●				●県：幼稚園・保育所等及び小・中・高等・特別支援学校の教員等に対し、特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応に関する研修を実施し、特別支援教育への理解を深めると同時に、教員等の資質の向上を図る。	岐阜県教育委員会教育研修課 住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1 TEL:058-271-3325（内線46） FAX:058-276-6774 Email:c17781@pref.gifu.lg.jp
外国籍の子どもの進学支援事業費補助金								●	●			●				●県：市町村が行う、義務教育年齢を超えて高等学校進学などを目指す外国籍の子どもの進学支援事業に要する経費を補助。 ●市町村：日本語指導や教科指導、受験準備、進路に関する相談・指導等を行う事業を実施。	外国人活躍・共生社会推進課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線2563） FAX：058-278-3527 Email：c11176@pref.gifu.lg.jp
子どもの学習支援者研修事業費								●				●				●県：外国人の児童生徒に対し適切な日本語指導・支援ができるよう、学校外において不就学等の外国人の子ども向けに日本語、教科、学習習慣等の指導を行う指導員等を対象とした研修を実施。	岐阜県国際交流センター 住所：岐阜市柳ヶ瀬通1-12岐阜中日ビル2F TEL：058-214-7700 FAX：058-263-8067 Email：gic@gic.or.jp
(6)教育費負担の軽減																	
子育て支援奨学金							■	■	●			●				●県：多子世帯の子どもの就修学に係る経済的負担の軽減のため、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の高校生等を対象に奨学金を貸与。 ・貸与月額—自宅 私立：30,000円 —自宅外及び通学費高額 私立：35,000円又は40,000円（いずれか選択） ・入学支度金 75,000円	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
選奨生奨学金							■	■	●			●				●県：学業成績が優秀かつ心身が健全であるって、経済的理由により修学が困難な高校生等に対し奨学金を貸与。 ・貸与月額 自宅 私立：30,000円又は47,000円（いずれか選択） 自宅外及び通学費高額 私立：35,000円又は52,000円 40,000円又は57,000円（いずれか選択） ・要件 中学3年時の成績が平均3.5以上（高校1年生）、前学年の成績が平均3.0以上（高校2年生以上）	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊婦	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育
高等学校奨学金 （修学バックアップ貸付金）					■		■	●						●	●県：勉学意欲がありながら経済的な理由により就修学が困難な高校生等に対し奨学金を貸与。 ・貸与月額 －自宅 私立：30,000円 －自宅外及び通学費高額 私立：35,000円又は40,000円（いずれか選択） ・要件 －本人の属する世帯全員の所得額が生活保護基準の1.5倍相当以下	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3033） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
私立高等学校等 奨学給付金					■		■	●						●	●県：授業料以外の教育費負担を軽減し、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、県内在住の低所得世帯の私立高校生等に奨学給付金を支給。 ・生活保護受給世帯 @52,600円／年(通信制 @52,600円／年) ・非課税世帯 第1子の高校生等がいる世帯 @142,600円／年(通信制 @52,100円／年) ・非課税世帯 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯 @152,000円／年(通信制 @52,100円／年)	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 住所：〒500-8570岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3032） FAX:058-278-2612 Email:c11151@pref.gifu.lg.jp
私立高等学校等 就学支援補助金					■		■	●						●	●県：意志ある私立高校生等が安心して教育を受けられるよう、私立高校生等のいる世帯に対し、世帯年収に応じて授業料を助成。 ・世帯年収約590万円未満 支給上限額 @396,000円／年 	

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
生活福祉資金の貸し付け						■	■	●		●		●			●	●民間団体（県社会福祉協議会）：資金の貸し付けと必要な相談を行うことにより、経済的自立、生活意欲の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。 ●県：生活困窮者自立相談支援窓口にも、当制度の相談が多く寄せられており、引き続き、県及び市町村社会福祉協議会、市町村などの関係機関とも連携したPRに努めていく。	岐阜県健康福祉部地域福祉課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3450） FAX:058-278-2651 Email:c11219@pref.gifu.lg.jp
選奨生奨学金						■	■	●				●				●県：学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的な理由により修学が困難な高校生・大学生等に対し奨学金を貸与（成績要件・所得要件あり）	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8564） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
高等学校奨学金						■		●				●				●県：勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し奨学金を貸与（所得要件あり）	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8564） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
子育て支援奨学金						■		●				●				●県：多子世帯の子どもの修学勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し奨学金を貸与（第3子以降）	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8564） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
公立高等学校等就学支援金						■		●	●			●				●県：公立高校における教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、授業料に充てる就学支援金を支給（所得要件あり） ●市：就学支援金支給の事務執行	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8565） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
高校生等奨学給付金						■		●	●			●				●県：授業料以外の教育費負担を軽減し、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、県内在住の低所得世帯の公立高校生等に奨学給付金を支給する。 <H26.4以降入学生> ・生活保護受給世帯 @32,300円／年（通信制 @32,300円／年） ・非課税（相当）世帯 第1子の高校生等がいる世帯 @122,100円／年（通信制・専攻科 @50,500円／年） ・専攻科 @50,500円／年） ・非課税（相当）世帯 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯 @143,700円／年（通信制・専攻科 @50,500円／年） ・令和5年度に限り昨今の物価高騰を受けて、生活保護受給世帯を除く世帯へ、上記給付額に一律4,000円を加算支給。 ●市：奨学給付金支給の事務執行	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8564） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
清流の国ぎふ大学生等奨学金						■		●				●				●県：県内の高校を卒業し、県外の大学等に在学する者であって、将来県内で活躍する意思があり、学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難なものに対し奨学金を貸与（成績要件・所得要件あり）し、大学等卒業後に5年間県内就業・県内居住した場合にはその返還を免除することにより、県内への移住（Uターン）を促進するとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。	岐阜県清流の国推進部地域振興課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線2542） FAX:058-278-3530 Email:c11143@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
公益財団法人の奨学金事業								●		●		●			●	●県：学校における生徒への周知、手続き等、県HPでの紹介 ●民間団体：公益財団法人による各種奨学金の支給	各公益財団法人
要保護児童生徒援助費補助金			■	■				●	●			●				●県：申請の取りまとめ手続き、市町村への制度周知・入学前支給実施の働きかけなど。 ●市町村：生活保護法の要保護者への助成。修学旅行費等への助成（国1／2）	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8573） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
準要保護者への就学援助			■	■				●	●			●				●県：市町村への制度周知・入学前支給実施の働きかけなど。 ●市町村：要保護者に準ずる程度と市町村が認定した者への助成（地方財政措置で市町村が実施）	県内各市町村
定時制課程通信制課程 修学奨励金					■			●				●				●県：県内に在住するものの子弟で、定時制課程通信制課程の高校へ進学した者への支援。就労要件、所得要件あり	岐阜県教育委員会教育財務課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8564） FAX:058-278-2816 Email:c17773@pref.gifu.lg.jp
定時制通信制教科書等 給与費補助金					■			●				●				●県：定時制通信制高校に通う勤労青少年などの経済的な負担を軽減し、多様な生徒の定時制通信制課程への就学を促進。 ＜対象生徒＞ ・定時制通信制課程で学ぶ有職生徒（90日以上就労生徒）及び疾病等その他やむを得ない事由のある生徒のうち補助を希望する者（所得要件あり） ＜補助内容＞ ・当該年度において履修するための教科書及び学習書購入費（学習書については通信制課程のみ）の2／3を補助。	岐阜県教育委員会高校教育課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8663） FAX:058-278-2822 Email:c17786@pref.gifu.lg.jp
夜間定時制高等学校 給食費補助金 ※学校給食費補助					■			●				●				●県：高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒を対象として、夜間定時制高等学校夜食費を補助。 ・有職生徒・・・定職に就いている者及び当該年度の4月1日から翌年1月10日までの間に90日以上勤務に就いている者 ・1食あたり82円を上限とする。	岐阜県教育委員会体育健康課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線8715） FAX:058-278-2825 Email:c17769@pref.gifu.lg.jp
(7)地域における学習支援等																	
子どもの学習支援 （生活困窮世帯）			■	■	■			●	●	●	●	●			●	●県：生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を町村において実施。 ・対象者：生活保護世帯、準要保護世帯、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当全部受給世帯等の子ども ●町村：参加の呼びかけなどに協力。 ●民間団体：県の委託を受けて実施。 ●県民：学習支援ボランティアとして支援。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子どものオンライン等 学習支援（生活困窮世帯）			■	■	■			●	●	●		●			●	●県：生活困窮世帯の子どもに対するオンライン等学習支援を町村において実施。 ・対象者：生活保護世帯、準要保護世帯、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当全部受給世帯等の子ども ●町村：参加の呼びかけなどに協力。 ●民間団体（社会福祉協議会）：対象者の見守り支援を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
子どもの学習支援・生活支援（ひとり親家庭）			■	■	■			●	●	●	●	●			●	●県：ひとり親家庭の子どもの居場所づくりを目的とした生活・学習支援事業を実施している市町村に対して補助金を交付。 ●市町村：ひとり親家庭の子どもを対象とした生活・学習支援事業を市社会福祉協議会、一般財団法人、NPO等に委託して実施。 ●民間団体：学習支援教室を運営。 ●県民：学習支援ボランティアとして支援。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子どもの居場所（学習支援、子ども食堂）までの交通費支援			■	■	■			●	●	●		●			●	●県：生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援教室や子ども食堂等に参加する際に係る交通費について、市における事業に対して補助金を交付するとともに、町村においては民間団体に委託して支給する。 ●市：交通費を支給又は交通手段を確保。 ●民間団体：県（町村部）・市の委託を受けて実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
地域と学校の連携・協働体制構築事業			■	■	■			●	●		●	●			●	●県：幅広い地域住民等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生するため、放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進する市町村を支援。（国1/3・県1/3） ●市町村：放課後の子どもの健やかな活動場所の確保を目的とした放課後子ども教室等の地域学校協働活動を実施。 ●県民：協働活動支援員、サポーター又はボランティアとして参画。	岐阜県環境生活部県民生活課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8752（直通） FAX:058-278-2889 Email:c11261@pref.gifu.lg.jp
学校・家庭・地域連携協力推進事業費			■	■				●				●			●	●県：地域学校協働活動の効果的な推進の検討を行うため、有識者による推進委員会を開催するとともに、事業が安全に充実して実施されるよう、従事者等を対象とした研修会を開催。	岐阜県環境生活部県民生活課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8752（直通） FAX:058-278-2889 Email:c11261@pref.gifu.lg.jp
ぎふ地域学校協働活動センター運営費			■	■	■	■		●				●			●	●県：県と岐阜大学が共同設置するぎふ地域学校協働活動センターにより、人材育成・確保や調査研究・普及啓発に取組み、地域学校協働活動を推進。	岐阜県環境生活部県民生活課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8752（直通） FAX:058-278-2889 Email:c11261@pref.gifu.lg.jp
2 こどもの安心なくらし・自立への支援																	
(1) こどもの生活支援																	
子ども食堂（弁当配布等も対象）の運営支援	■		■	■	■	■	■	●	●	●	●	●			●	●県：支援が必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助。 ●市町村：県の支援を受けて「子ども食堂」を実施し、又は民間団体等が実施する「子ども食堂」の新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助。 ●民間団体：支援が必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりのため、市町村の支援を受け、又は独自に「子ども食堂」を開設・運営。 ●県民：市町村や民間団体が開設・運営する「子ども食堂」にボランティア等として協力し、又は、市町村の支援を受け、若しくは独自に「子ども食堂」を開設・運営。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育	地域	
70 子ども宅食の運営支援	■		■	■	■	■	■	●	●	●	●		●		●	●県：支援が必要な子どもの家庭に食品等（弁当や食材等）の配達を通じて、子どもや家庭の様子を見守る「子ども宅食」を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助。 ●市町村：県の支援を受けて「子ども宅食」を実施し、又は民間団体等が実施する「子ども宅食」の新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助。 ●民間団体：支援が必要な子どもの家庭に食品等（弁当や食材等）の配達を通じて、子どもや家庭の様子を見守る「子ども宅食」を実施し、市町村の支援を受け、又は独自に「子ども宅食」を開設・運営。 ●県民：市町村や民間団体が開設・運営する「子ども宅食」にボランティア等として協力し、又は、市町村の支援を受け、若しくは独自に「子ども宅食」を開設・運営。
71 里親養育包括支援事業費	■		■	■	■	■	■	●					●			●県：里親等委託率を向上させるため、里親に対する包括的な支援を実施する経費・里親の制度啓発・リクルート、研修、里親と子どもとのマッチング、委託後の里親の訪問支援を切れ目なく実施 委託先：子ども家庭支援センター（県内5箇所）
72 里親への委託前養育支援事業費補助金							■	●					●			●県：子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託ができるよう支援する経費
73 県里親連合会補助金	■		■	■	■	■	■	●		●			●			県里親連合会が貧困や虐待等の様々な理由により家庭で生活することができない児童の養育を行う里親に対し、養育技術向上、里親の孤立化防止等に取り組む。 ●県： 県里親連合会の運営費、里親賠償責任保険加入のための保険料を補助。 ●民間団体： 全国里親大会、東海北陸ブロック里親研究会 里子・里親交流会 機関誌の発行
74 里親対策業務専門職設置費	■		■	■	■	■	■	●					●			●県：子ども家庭課に里親対策業務専門職1名を配置 里親委託業務の推進、里親登録業務、里親支援業務の企画等
75 ひとり親家庭等に対する生活支援							■	●	●				●	●		●県：市町村を通じて、生活援助のサービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業や子育てと生計の担い手というふたつの役割をひとりで担っているひとり親が生活の中で抱える多くの困難を解決。 ●市町村：生活援助のサービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業や子育てと生計の担い手というふたつの役割をひとりで担っているひとり親が生活の中で抱える多くの困難を解決。

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3554）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3560）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3560）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3560）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3560）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111（内線3554）
FAX:058-278-2644
Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	妊婦	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育	地域	
76 親子交流（面会交流）支援事業	■		■	■	■	■	■	●	●	●				●		●県：複雑な事情により連絡を取り合うことが困難などの状況にあるひとり親家庭（別居親含む）に対する親子交流（面会交流）の支援をひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施する。親子交流（面会交流）により、子どもの生活や精神面の安定、健やかな成長を図るとともに、実親としての養育の責務を再確認する場となることから、養育費の確実な支払いを促すことにもつなげる。 ●市町村：民間団体と連携して実施。 ●民間団体：親子交流（面会交流）事業を実施。
77 食育推進連携事業費	■		■	■	■	■	■	●	●	●	●			●		●県：食育ボランティア研修会（食育に関わるボランティア等を対象に実施）：3歳児（保護者）の食生活等実態調査（全市町村3歳児健診受診者及び保護者に対して、子供と保護者の食生活等の実態を把握） ●市町村：民間団体と連携して食育に関する取組みの実施。 ●県民：県民自らが食育を家庭等において実践
78 生活困窮者自立支援事業費							■	●	●	●				●		●県（町村）、市：相談支援員が生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、支援プランを作成したうえで自立に向けた支援を行う。必要に応じ、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金等による支援を行う。 ●民間団体：委託を受けた民間団体は、上記を適正に実施。
79 生活困窮者生活再建支援事業費							■	●	●	●				●		●県：生活困窮者の自立促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。 ●県（町村）、市：生活困窮者が自分自身で家計を再生・維持する意欲と能力を高め、長期的な生活安定の道筋をつけることができるよう、家計相談員を設置し、家計表の作成、出納管理のアドバイス、家賃や税金等滞納の解消、債務整理等の支援を行う。 ●民間団体：委託を受けた民間団体は、上記を適正に実施。
80 食育推進活動の支援	■		■	■	■	■	■	●	●	●				●		●県：地域における食育推進、食文化継承、農林漁業体験等に取り組む団体に対する助成 ●市町村・民間団体：県の助成を活用して、食育推進リーダーの育成・活動促進、食文化継承や農林漁業体験の取組みを実施
(2) こどもの就労等に関する支援																
81 高等学校卒業程度認定試験合格支援（生活困窮世帯）						■	■	●					●	●		●県：高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部（最大受講費用の6割、上限15万円）を支給し、生活困窮世帯の親子の学び直しの支援を実施
82 高等学校卒業程度認定試験合格支援（ひとり親家庭）						■	■	●					●	●		●県：高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部（最大受講費用の6割、上限15万円）を支給し、ひとり親家庭の親子の学び直しの支援を実施

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育	地域		
83 児童養護施設等入所児童等援護費（普通自動車運転免許取得助成）（旧：普通自動車運転免許取得助成費）				■	■		●						●		●県：児童養護施設の入所児童等が就職するに当たって運転免許を必要とする場合に取得費用の一部を助成。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3565） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
84 きめ細かな就職支援				■	■		●						●		●県：若年失業者、フリーター等個々の実情に応じたきめ細かな就労支援を行うため、キャリアカウンセリング、各種セミナー、就職相談会、求人企業の開拓、合同企業説明会などを実施。 ※対象者は15歳以上という年代的に高校生、大学生等に■を付してありますが、中卒、高卒、大卒等の求職者、職業的自立を目指す方。	岐阜県商工労働部産業人材課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8406 FAX:058-278-2676 Email:c11369@pref.gifu.lg.jp
85 職業的自立支援				■	■	■	●						●		●県：ニート等の若者に対して、それぞれの置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導、職業意識醸成、就業体験等、多様な就労支援メニューを提供し、職業的自立支援を推進。 ※対象者は15歳以上という年代的に高校生、大学生等に■を付してありますが、中卒、高卒、大卒等の求職者、職業的自立を目指す方。	岐阜県商工労働部産業人材課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-8406 FAX:058-278-2676 Email:c11369@pref.gifu.lg.jp
86 国際交流センター事業費補助金				■		■	●		●				●		●県：岐阜県国際交流センターに補助 ●民間団体：岐阜県国際交流センターは、外国にルーツをもつ子ども等を対象としたライフプラン講座やキャリア教育講座を開催	岐阜県国際交流センター 住所：岐阜市柳ヶ瀬通1-12岐阜中日ビル2F TEL：058-214-7700 FAX：058-263-8067 Email：gic@gic.or.jp
(3)住宅に関する支援																
87 住居確保給付金事業費						■	●	●					●		●県（町村）、市：住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者などに対して賃貸住宅の家賃補助を行う。 ・支給対象者：離職、廃業後2年以内の者、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者 ・支給期間：最長9カ月（原則3カ月） ・支給上限額：生活保護の住宅扶助基準に基づく額 （※収入・資産要件あり。常用就職のための求職活動要件あり。）	岐阜県健康福祉部地域福祉課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3450） FAX:058-278-2651 Email:c11219@pref.gifu.lg.jp
88 県営住宅への子育て世帯等の優先入居						■	●						●		●県：県営住宅に子育て世帯等の優先入居枠を設定し、子育て中の夫婦世帯等を支援 ・「子育て世帯」の入居資格 要件：中学校卒業前までの子のいる世帯又は申込時点において妊娠を確認できる世帯 収入基準：所得月額259,000円以下 ・他の優先入居と合わせて5割 （高齢者、身体障がい者、母子、父子、新婚、DV被害、犯罪被害者等） ・全13住宅のうち6住宅で実施（北方、尾崎、加野、荒崎、旭ヶ丘、赤保木）	岐阜県都市建築部住宅課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線4837） FAX:058-278-2783 Email:c11659@pref.gifu.lg.jp
89 住宅セーフティネット制度						■	●						●		●県：住宅確保要配慮者（子育て世帯・ひとり親世帯・高齢者・障がい者・生活困窮者等）の入居を拒まない賃貸住宅の登録や、居住支援法人の指定等により、住宅セーフティネットの構築を推進。	岐阜県都市建築部住宅課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線4842） FAX:058-278-2783 Email:c11659@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先			
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育	地域	
県営住宅のお試し入居							■	●						●	●	●県：県外から県内に移住を希望する方に仕事や住まい探しの拠点として最長2年間県営住宅を提供。	岐阜県都市建築部住宅課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線4837） FAX:058-278-2783 Email:c11659@pref.gifu.lg.jp	
(4)社会的養護自立支援の推進																		
児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金					■	■		●						●		●	●県：児童養護施設の退所児童の安否確認や就労・生活支援を行う際に要する経費等を助成。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3561） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
社会的養護自立支援事業費 （旧：児童福祉施設退所者等アフターケア事業費）					■	■		●		●		●	●				●県：・施設退所者等が気軽に相談できる窓口（自立支援拠点）を設け、また、自立支援に必要な情報の集約・発信、当事者の交流等を行い、当事者が安定して生活できるよう自立に向けた支援を図る。この他、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援等を実施。 ・「ぎふ職親プロジェクト」を運営し、児童養護施設退所児童等を住み込み型等で雇用する企業集団のネットワークを構築することで、児童養護施設を退所して就職する児童等の離職率の改善を図る。 ●民間団体：・「ぎふ職親プロジェクト」参加企業は、児童養護施設退所者等の就職・就学継続を支援する	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3561） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費					■	■		●				●	●				●県：児童養護施設等の退所者のうち、住居や生活費などの生活基盤の確保が困難な状況にある者などに対して、貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援。 ・就学者 貸付額／家賃相当額 貸付期間／2年間 ・進学者 貸付額／家賃相当額、生活費（月額5万円） 貸付期間／正規修学年数 ・資格取得者 貸付額／資格取得実費（上限25万円）	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3561） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
児童保護措置費				■	■	■		●						●			●県：児童養護施設等を退所する児童で、就職や大学進学をする児童に支度費を支給。 （通常：一人当たり82,760円 特別基準該当者：一人当たり413,340円）	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3561） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
(5)支援体制の強化																		
児童虐待防止対策等事業費								●	●					●			●県：情報共有、モチベーションの向上、スキルアップのための市町村担当者を中心とした研修会を開催 ●市町村：子ども家庭総合支援拠点を設置・運営し、地域の子ども・家庭への必要な支援を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3560） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
児童養護施設等職員資質向上事業費	■		■	■	■	■		●						●			●県：児童養護施設等において児童にケアを行う職員の資質向上に向けた研修を実施。 ・児童養護施設等の職員を対象に、社会的養護が必要な子どもに対するケアの充実をはかるべく、資質向上を目的とした研修を実施。また、職員の各種研修への参加に要する経費を助成。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3563） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	乳幼児期	妊婦	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97 児童家庭支援センター運営費補助金	■		■	■	■	■	■	●	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊婦	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育
3 こどもを養育している方への支援																
(1) 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援																
育児指導 機能強化事業費補助金							■	●		●				●	●県：下記に係る経費を助成 ●民間団体：入所児童やその家族、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談支援を実施する経費	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3562） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
医療機関等 連携強化事業費補助金	■							●		●				●	●県：下記に係る経費を助成 ●民間団体：乳児院において継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を推進する経費	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3562） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
妊産婦等生活援助事業費							■	●						●	●県：妊娠、出産に悩む妊婦の相談窓口を開設し、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦検診を受けずに出産に至った妊婦などへの支援を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3562） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
若者向け DV等予防啓発事業			■	■	■	■	●							●	●県：県内の中学校、高等学校、大学等へDV等の問題の専門家を講師として派遣し、DV等の知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るとともに、被害にあった時には早期の支援へつなげる。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3556） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
家庭における暴力防止 協議会事業費	■	■	■	■	■	■	●	●	●					●	●県：児童虐待、DVなど家庭における暴力の未然防止、被害者の適切な保護のために必要な情報交換、連携体制の強化のため、関係機関による協議の場を設置。 ・配偶者暴力等防止地域協議会の開催（1回×5圏域） ・女性相談支援員等の専門研修会の開催（3回） ●市町村：市町村単位で、地域における関係機関の連携強化を図るため協議の場を設置。 ・DV防止協議会の設置（31市町：令和6年10月1日時点） ●民間団体：家庭における暴力の防止等に関して、関係機関が持つ人的・社会的資源を最大限活用して、関係機関による連携を強化。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3556） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
DV相談の実施				■	■	■	●							●	●県：女性相談支援センターにおいて、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について、電話や来所により相談を受け付けるとともに、DV等の被害者の一時保護を実施。 また、各県事務所・岐阜地域福祉事務所に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、地域におけるDV相談の窓口の中核として、管内市町村に対する助言や情報提供を行う。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3556） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
DV被害者等の 緊急一時保護事業費							■	●		●				●	●県：DV等の被害者を早期に救済するため、深夜等の理由で女性相談支援センターへ移送が困難な場合に、あらかじめ契約締結した社会福祉施設において緊急一時保護を実施。 ●民間団体：県又は市の福祉事務所長の依頼に基づき、要保護被害者等に宿所を提供するとともに、必要に応じて食事・入浴・被服その他必要な物資の提供を行う。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3556） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育		
110 民間シェルター確保等事業費補助金 ※困難な問題を抱える女性支援事業費補助金（R7から名称変更予定）						■	●	●				●	●	●県：ＤＶ被害者の保護、自立支援体制の充実及び被害者の早期自立及び自立後の継続的な支援の促進を図るため、民間支援団体によるシェルターの確保と被害者等の自立支援の活動に対し経費を助成。 ●民間団体：ＤＶ被害者等が入居できるシェルターの確保・運営、自立支援事業、サポートグループの運営などを行う。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3556） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
111 こども家庭センターの設置・運営	■	■	■	■		■	●	●					●	●県：市町村によるこども家庭センターの活動を充実させるため、統括支援員等従事職員向けの研修会を開催し、運営を支援。 ●市町村：こども家庭センターを設置・運営。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
112 医療機関と連携した支援を要する妊産婦・乳幼児の早期訪問	■					■	●	●	●				●	●県：医療機関からの連絡に基づく訪問支援とともに、関係機関の連携強化のための会議や妊娠届出書を活用した医療機関との連携体制の強化等による支援体制を整備。 ●市町村：妊娠期から出産・育児期に係るリスクを持つ母子に対する訪問支援を実施。 ●民間団体（医療機関）：支援対象者の把握と地域関係機関への情報提供等を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
113 妊娠を契機とした母親のメンタルヘルス支援体制の整備	■					■	●	●	●				●	●県：支援従事者研修、正しい知識の普及啓発等を実施。 ●市町村：妊娠期から出産・育児期に係る母親のメンタルヘルス支援を実施。 ●民間団体（医療機関）：支援対象者の把握と地域関係機関への情報提供等を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
114 産後ケア等妊娠・出産期の市町村における切れ目のない支援	■					■	●	●	●				●	●県：市町村の体制整備を支援するため、連絡調整会議・保健師等の専門研修等を実施。 ●市町村：妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業等）を実施。 ●民間団体（医療機関）：事業受託等により市町村事業を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
115 乳児のいる全家庭の訪問による養育環境等の把握	■					■	●	●	●				●	●県：市町村が実施する事業を補助。 ●市町村：生後４か月までの乳児のいる全家庭の訪問事業を実施。 ●民間団体：事業受託等により市町村事業を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
116 支援が必要な家庭に対する訪問による養育指導、助言等	■					■	●	●	●				●	●県：市町村が実施する事業を補助。 ●市町村：養育支援が必要な家庭の訪問事業を実施。 ●民間団体：事業受託等により市町村事業を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
117 先天性代謝異常等検査	■					■	●	●	●				●	●県：新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施及び検査の精度管理等体制整備。 ●市町村：検査についての周知。必要な児及び家族への支援。 ●民間団体（医療機関）：先天性代謝異常等検査の実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者					取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし			養育
新生児聴覚検査	■						■	●	●	●				●	●県：新生児聴覚検査の精度管理等体制整備。 ●市町村：新生児聴覚検査の費用の一部助成。必要な児及び家族への支援。 ●民間団体（医療機関）：新生児聴覚検査の実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3542） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
(2)保護者の生活支援																
ひとり親自立支援員 設置費・活動費							■	●	●					●	●県・市：母子家庭等に対する相談対応、自立に必要な情報の提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、母子家庭等の自立支援を図る。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
ひとり親家庭等を対象とした 家計管理講習会							■	●						●	●県：ファイナンシャルプランナー等による家計管理の講習会及び家計相談をひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 TEL:058-268-2569 FAX:058-216-1883 Email:shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp
父母子家庭等に対する 医療費助成	■		■	■	■		■	●	●					●	●県：父母子家庭等に以下の内容で医療費助成を実施する市町村に対し、当該助成に要する経費の1/2を補助。 ・対象者：18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその児童及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童 ・所得制限：児童扶養手当制限額を準用 ・支給方法：現物給付を主とする ・助成額：社会保険各法の規定による一部負担額 ●市町村：県の補助を受けて、父母子家庭等に対する医療費助成を実施。	岐阜県健康福祉部国民健康保険課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3256） FAX:058-278-2886 E-mail:c11218@pref.gifu.lg.jp
放課後児童クラブの実施			■				■	●	●	●				●	●県：放課後児童クラブの運営及び施設整備に対して補助。（補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3） ●市町村：放課後児童クラブの運営及び施設整備を実施。 ●民間団体：市町村から委託を受けて、放課後児童クラブを運営。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3540） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
季節児童クラブ事業の実施			■				■	●	●	●				●	●県：国庫補助の対象とならない季節児童クラブの運営に必要な経費等を補助。（補助率：県1/3、市町村2/3） ●市町村：地域の実情に応じて、国庫補助の対象とならない夏期休暇時等の季節児童クラブを運営。 ●民間団体：市町村から委託を受けて、季節児童クラブを運営。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3540） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
第2子以降の 放課後児童クラブの 利用料減免の実施			■				■	●	●					●	●県：市町村が、放課後児童クラブを2人以上利用している世帯の2人目以降の児童に係る利用料減免を実施する場合、その費用の一部を補助。 （世帯年収約470万円未満を対象）（補助率：県1/2、市町村1/2） ●市町村：放課後児童クラブの利用料減免を実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3540） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
多子世帯の病児・病後児保育利用料の無償化	■		■				■	●	●						●	●県：市町村が3人以上子どもがいる多子世帯に対して、病児・病後児保育利用料を免除する場合、その費用の一部を補助。（補助率：県1/2、市町村1/2） ●市町村：病児・病後児保育の利用料を免除。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3541） FAX:058-278-2880 Email:c11236@pref.gifu.lg.jp
(3)ひとり親に対する就労等に関する支援																	
自立支援教育訓練給付金事業							■	●	●						●	●県・市：母子家庭の母等の職業能力の開発を促進するため、職業能力開発を自主的に行う母子家庭の母等に対して、教育訓練にかかる費用の6割（上限160万円）を支給（教育訓練給付を受ける者は、前記の額から教育訓練給付の額を差し引いた額を支給） ●修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%を追加支給	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
高等職業訓練促進給付金等事業							■	●	●						●	●県・市：母子家庭の母等の生活に対する経済的負担軽減と資格取得を図るため、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関において、6月以上受講する母子家庭の母等に訓練促進給付金等を支給 －対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等 －訓練促進給付金：100,000円（課税世帯70,500円） 修学期間の最後の1年間(12月)については140,000円（課税世帯110,500円） －修了支援給付金：50,000円（課税世帯25,000円） －対象期間：修業期間に相当する期間（上限4年）	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費							■	●		●					●	●県・民間団体：高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付ける。また母子父子自立支援プログラムの策定を受け自立を目指すひとり親家庭の親に対しては住宅支援資金の貸付を実施する。それらを実施することで、ひとり親に対する就業支援の強化を図る。 ・入学準備金：500,000円 ・就職準備金：200,000円 ・住宅支援資金：月額40,000円以内	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
ひとり親家庭等を対象とした情報交換会							■	●							●	●県：ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」をひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 TEL:058-268-2569 FAX:058-216-1883 Email:shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp
母子・父子家庭の父母の職業訓練中の生活保障							■	●							●	●県：母子・父子家庭の父母の職業訓練受講期間中の生活保障となる訓練手当の支給を行うことにより、職業訓練の受講機会の拡大及び職業技能の習得を支援。	岐阜県商工労働部労働雇用課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3668） FAX:058-278-2676 Email:c11367@pref.gifu.lg.jp
(4)ふたり親家庭を含む困窮世帯等への就労等に関する支援																	
自立相談支援事業従事者訓練等事業費							■	●		●					●	●県：就労訓練事業の認定事務を行う。 ●民間団体：県内市及び県が委託等により実施する生活困窮者自立相談支援事業の従事者を対象に、相談支援の水準向上のために養成研修等の訓練を実施。	岐阜県健康福祉部地域福祉課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3450） FAX:058-278-2651 Email:c11219@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育		
就労準備支援事業費							■	●	●	●				●	●県：就労に向かう心身の準備が整っていない人（就労困難とされた人やひきこもり状態の人など）へ生活習慣の改善や、コミュニケーション能力の改善、自尊感情や自己有用感の回復などを目的とした支援を行う。 ●県（町村）、市：生活困窮者のうち、ひきこもり等すぐには就労に結びつきにくい状況にある者に対する支援を、関係機関との緊密な連携を図りつつ行う。 ●民間団体：委託を受けた民間団体は、上記を適正に実施。 ・就労準備支援プログラムの作成 ・日常生活自立に関する支援 ・社会生活自立に関する支援 ・就労自立に関する支援 ・就職活動支援	岐阜県健康福祉部地域福祉課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3450） FAX:058-278-2651 Email:c11219@pref.gifu.lg.jp
生活保護受給者に対する就労支援							■	●	●					●	●県（町村）、市：就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善など、就労の支援に関する問題について、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、安定した職業に就いたこと等により生活保護受給者が保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給。	岐阜県健康福祉部地域福祉課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3450） FAX:058-278-2651 Email:c11219@pref.gifu.lg.jp
(5)経済的支援																
児童手当							■	●	●					●	●県：高校生年代（18歳に達した後最初の3月31日）までの児童を養育している方に、市町村を通じて児童手当及び特例給付を支給 ●市町村：高校生年代（18歳に達した後最初の3月31日）までの児童を養育している方に、児童手当及び特例給付を支給 ・手当月額 3歳未満：15,000円（第3子以降は30,000円） 3歳以上高校生年代：10,000円（第3子以降は30,000円） 大学生年代：支給対象外（多子加算の対象には含む） ・所得制限の撤廃 高校生年代（18歳に達した後最初の3月31日）までの児童を養育している方については、所得に 関係なく全員に児童手当が支給されます。 ・支給付きの拡充 偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に各前月までの2ヶ月分が支給されます。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
児童扶養手当							■	●	●					●	●県（町村分）：離婚等により、ひとり親家庭（又はそれに準ずる状態にある）で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する父母、又は父母が監護しない場合において養育する養育者に手当を支給。 ・手当月額（R6.11～） ー第1子：10,740円～45,500円 ー第2子以降：5,380円～10,750円 ※所得制限有り	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
母子父子寡婦福祉資金貸付金		■	■	■	■	■	●	●				●	●	●	●県・市（岐阜市）：母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金について、所要の資金の貸付けを行う。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3557） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先		
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域	
養育費相談事業							■	●	●	●					●	●県：母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）に対して、就業や養育費に関する相談から就業情報の提供に至るまでの一貫した就業・自立支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業を委託し、就業支援、養育費相談、弁護士等による専門相談等を実施。 ●市町村：ひとり親家庭自立支援員等による支援。 ●民間団体：母子父子福祉団体による支援。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 TEL:058-268-2569 FAX:058-216-1883 Email:shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp	
4 地域の理解の促進と関係者の連携																		
(1)地域の理解の促進																		
子どもの居場所 アドバイザーの派遣					■	■	■	●					●	●		●	●県：子どもの居場所(学習支援、子ども食堂、プレーパーク、相談支援等)や子ども宅食の立ち上げ方法や運営に関する課題などについて、運営者やスタッフが適切な助言を求められる体制を整備するとともに、子どもの関わり方などのノウハウを共有し、スキルアップを図ることにより、様々な困難を抱えた子どもに対して、よりよい居場所にする。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子どもの学習支援 ボランティアの募集及び マッチング						■	■	●								●	●県：市町村が行う学習支援等子どもの貧困対策に協力可能な人材をリストアップし、市町村へ情報提供を行う学習支援等強化専門職を配置。県内の学習支援の人材不足を解消するため、学習支援のボランティアを希望する人とボランティアを募集している不団体を繋ぎ、支える人材を確保。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子ども調査の実施						■	■	●								●	●県：県内の子どもの貧困状況や、生活に困難を抱える世帯の実態や必要とされている支援について、県全体の概要を調査・把握し、その結果を県の施策に活用。（5年毎の予定）	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
ひとり親実態調査の実施						■	■	●								●	●県：県内のひとり親家庭等の実態を把握し、結果を踏まえて、母子・父子家庭等の自立に向けた総合的な支援施策を検討・実施する。（5年毎の予定）	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子どもの貧困対策 連携推進会議								●	●	●						●	●県：子どもの貧困対策アクションプランの進捗状況などの意見を聴くため、有識者、民間団体、市町村等で構成する会議を開催。 ●市町村：市及び町村の代表団体が会議に出席。 ●民間団体：困難を抱えた子どもを支援する団体や有識者等が会議に出席。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp
子どもの貧困対策 推進会議（県関係課）								●								●	●県：困難を抱える子どもに対する支援策を検討し、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進するため、県関係課による会議を開催。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111（内線3554） FAX:058-278-2644 Email:c11217@pref.gifu.lg.jp

取組み	主な対象者						取組む者				主な観点				概要	連絡先	
	乳幼児期	妊娠期	小学生	中学生	高校生	大学生等	保護者等	県	市町村	民間団体	県民	育ち	くらし	養育			地域
144 子どもの貧困対策市町村担当会議								●	●						●	●県：困難を抱える子どもに対する支援策を市町村間で共有し、子どもの貧困対策をより効果的なものとし取組みを拡大させるするとともに、令和元年の法改正により努力義務とされた市町村計画の策定を支援・促進するため、市町村担当者による会議を開催。 ●市町村：全市町村の担当者が会議に出席。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3554） FAX：058-278-2644 Email：c11217@pref.gifu.lg.jp
145 子ども支援ポータルサイト等による情報発信								●							●	●県：子ども支援ポータルサイトを構築し、子どもの居場所一覧など、支援の必要な方や支援を提供したい方などが必要な情報を得られるようにする。また子どもの居場所運営者に対し、子どもの居場所づくり活動の支援情報を定期的にメール発信を行う。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3554） FAX：058-278-2644 Email：c11217@pref.gifu.lg.jp
146 子育てにやさしい地域づくり事業費						■	■	●							●	●県：自治会等の地域や小中学校、企業などを対象とした、子育てに関する課題や必要な支援を考えるワークショップを実施し、子育てを地域全体で支えていく意識づくりを進める。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3540） FAX：058-278-2880 Email：c11236@pref.gifu.lg.jp
147 ヤングケアラー研修推進事業								●							●	●福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施し、ヤングケアラーの早期発見・適切な支援の実施につなぎます。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3563） FAX：058-278-2644 Email：c11217@pref.gifu.lg.jp
(2)関係者の連携																	
148 子どもの居場所応援事業								●	●	●	●	●	●	●	●	●県：オール岐阜県で子どもの居場所を支援するため、運営団体だけでなくサポーター（企業や県民）の活動を応援する「子どもの居場所応援センターぎふ」事業を県社会福祉協議会に委託して実施。 ①子どもの居場所の支援（食材・人・仕組みの調整等） ②連携体制の強化（地元企業やNPO等） ③子どもの貧困に対する関心の醸成（子どもの居場所の周知、広報啓発等） ●市町村：地域の実情に応じて連携・協力 ●民間団体：サポーターとして、子どもの居場所を支援する。 ●県民：子どもの居場所を支援し、地域で子どもを見守る社会を構築。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3554） FAX：058-278-2644 Email：c11217@pref.gifu.lg.jp
149 子ども支援ネットワーク推進セミナー						■	■	●							●	●県：福祉、教育、NPO法人等の子どもを支援（子どもの居場所づくりや子ども宅食）している関係者を対象としたセミナーの実施により、子どもの貧困対策の重要性の理解を深め、関係者間の連携を強化を目的に実施。	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3554） FAX：058-278-2644 Email：c11217@pref.gifu.lg.jp